

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件
原告 特定非営利活動法人Tansa
被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

準備書面（6）

令和8年6月12日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人	増	原	英	司
	定	松	祐	太朗
	長	沼	俊	樹
	勝	浦	雪	奈
	富	永	健	嗣
	岸		彩	子
	林		花	梨
	柳	澤	泰	洋
	村	松		剛
	松	下	謙	祐
	山	本	幹	人

被告は、令和８年５月１２日に実施された第７回口頭弁論期日における経過を踏まえ、本準備書面において、甲３５文書の作成経緯及び同文書に記載された「内閣法制局も了解」という文言の意味（後記１）について補充して主張した上で、改めて甲３５文書が本件各開示請求に係る対象文書に当たらない理由について述べる（後記２）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

１ 甲３５文書の作成経緯及び「内閣法制局も了解」の意味について

甲３５文書は、内閣官房及び内閣府が、個別事案である安倍元総理の葬儀の形式について、内部の報告用に、内閣官房及び内閣府の見解を整理した文書であり、当時内閣官房内閣総務官室内閣参事官の職にあった西澤元参事官が責任者として作成に関与したものである。

そのうち甲３５文書における２項の記載は、内閣法制局から、令和４年７月１４日に、甲９文書と同内容である修正後の案段階文書について意見がない旨の回答があったことを踏まえ、内閣官房及び内閣府の責任と理解に基づき、内部に向けた報告のために、甲９文書の要点を記載したものである。

具体的には、内閣官房及び内閣府において、甲３５文書における２項①は甲９文書における３項(２)①の記載を、甲３５文書における２項②は甲９文書における３項(２)③の記載を、甲３５文書における２項③は甲９文書における１項の記載を、甲３５文書における２項※は甲９文書における３項(２)②の記載を、それぞれ参照し、甲９文書の要点を内閣官房及び内閣府の責任と理解に基づき記載した。

その上で、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」と題する甲９文書の内容について内閣法制局から意見がない旨回答を得ていたことから、甲９文書の要点である「閣議決定を根拠に国の儀式

である国葬儀を実施することは可能」という結論とその根拠を含む「国葬儀を政府が決定すること」が可能との見解を採用することについて内閣法制局も「了解」しているものと解釈し、内部の報告先に報告するに当たって、このような内閣官房及び内閣府の理解を明らかにする趣旨で、内閣官房及び内閣府の責任と理解に基づき、「内閣法制局も了解」と補足的に記載した（以上につき、乙 19）。

なお、甲 35 文書における 2 項③の記載を補足すると、甲 9 文書における 1 項では「国葬令に基づく葬儀（戦前）」について記載されており、同項(2)には、国葬令 4 条において「国民喪ヲ服ス」こととされていたことが、同項(3)には、「国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和 22 年法律第 72 号）第 1 条の規定により、昭和 22 年末に失効した」ことがそれぞれ記載されている。これらの記載の内容及び趣旨を踏まえ、内閣官房及び内閣府において、甲 35 文書における 2 項③の記載、すなわち「国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと」（いずれも傍点引用者）との記載をしたものである¹。

2 甲 35 文書が本件各開示請求に係る対象文書に当たらないこと

(1) 原告は、甲 35 文書が本件各開示請求に係る対象文書に当たると主張する根拠として、①甲 35 文書の「内閣法制局も了解」という記載について、「甲 35 の作成に先立って、内閣法制局による判断がなんらかの方法によって内閣官房・内閣府に実際に伝達されたからこそ、この記載になっているはずである」（原告の 2026 年（令和 8 年）3 月 17 日付け第 3 準備書面第 2 の 2

¹ また、従来からの政府見解によれば、行政権の作用に含まれる事項について、国民の権利を制限し、国民に義務を課することのない限りは、法律の根拠を必ずしも必要とするものではないとされている（例えば、参議院議員熊谷裕人君提出大嘗祭をはじめとする一連の御即位関連儀式に関する質問に対する答弁書（令和元年十二月十七日内閣参質二〇〇第九六号）ほか）。

- (1) (5 ページ)) などと指摘し、あたかも内閣官房及び内閣府が案段階文書とは別に甲 3 5 文書における 2 項の記載について内閣法制局に意見を求めたかのように主張をするとともに、②甲 3 5 文書には甲 9 文書と同一ないし実質的に同一の記載が含まれているなどと主張する(原告の 2 0 2 6 年(令和 8 年) 4 月 2 4 日付け第 4 準備書面第 4 の 2 (9 ページ))。
- (2) しかし、甲 3 5 文書の作成経緯は前記 1 のとおりであって、その作成に内閣法制局は何ら関与していない。また、甲 3 5 文書は、内閣官房及び内閣府において、内部の報告用に作成されたものであって、内閣官房及び内閣府が案段階文書とは別に甲 3 5 文書における 2 項の記載について内閣法制局に意見を求めた事実も、内閣法制局が意見を述べた事実もない。

そして、甲 3 5 文書は、内閣官房及び内閣府が、個別事案である安倍元総理の葬儀の形式について、内部の報告用に、内閣官房及び内閣府の見解を整理した文書であって、「内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書」ではない。このことは、甲 3 5 文書における 1 項や 3 項には甲 9 文書にはない記載があること、及び内閣法制局からの指摘を踏まえて追記した甲 9 文書における 3 項(2)④の記載は甲 3 5 文書にはないことや、原告が指摘する甲 3 5 文書における 2 項の記載についても、甲 9 文書の内容を全てそのまま移記したものではなく、内閣官房及び内閣府の責任と理解に基づき、内部に向けた報告のために、その要点を記載したものであることから裏付けられる。このように甲 3 5 文書は、「内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書」ではなく、飽くまでも内閣官房及び内閣府の見解を内部報告用に整理した文書である(それゆえ、原告も原告第 2 準備書面第 2 の 1 (2 及び 3 ページ)において主張するとおり、内閣官房内閣総務官は、「2 0 2 2 年 7 月 1 2 日～1 4 日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房内への報告にかかる記録一切」を対象とする原告による本件とは別の情報公開法に基づく情報公開請求について、内閣府大臣官房長は、「2 0 2

2年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府内への報告にかかる記録一切」を対象とする原告による本件とは別の情報公開法に基づく情報公開請求について、それぞれ甲35文書を対象文書として開示決定したものである。。

(3) よって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

以 上